

改訂素案（R.6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
前文 （略） こうした県民共通の限られた資源である本県の県土について、将来にわたって有効な活用に努めていくことが必要である。 （略） この計画は、平成27年（2015年）8月に閣議決定された第五次国土利用計画（全国計画）を基本としながら、本県における土地の管理及び利用を巡る環境変化を踏まえたものとして、従来の国土利用計画（県計画）及び土地利用基本計画を一体的に見直し、<u>策定したものである。令和3年（2021年）3月に策定した。</u> <u>なお、この計画策定後に決定した世界的半導体企業の本県進出等の状況変化等を踏まえ、令和●年●月に一部改訂を行った。</u> （略） 1 県土利用に関する基本構想 （1）熊本県の県土利用を巡る環境・条件 本県は、九州の中央に位置するという優位な地理的条件にある。また、県土の6割以上を占める森林などの緑と、白川水源など8つの水源が全国の名水百選に選ばれるとともに県全体の生活用水の約8割を地下水で賄うなど、清らかで豊富な水資源に恵まれている。 さらに、世界最大級のカルデラをもつ雄大な阿蘇をはじめとする美しい自然、人吉・球磨地域の仏教文化や天草地域のキリシタン文化など、歴史と豊かな風土に育まれた魅力ある地域文化や、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている農業を始めとする各産業など、多くの優れた素材を有している。 こうした中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害が発生し、県内各地に甚大な被害をもたらした。「被災された方々の痛みを最小化する」とともに、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的復興を目指す」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」の3原則を基本とし、現在も、一日も早い復旧・復興を目指し、県民の総力を結集し取り組みを進めている。 <u>また、令和3年11月に世界的半導体企業が本県への進出を決定したことを契機として、県北地域を中心に半導体関連企業の集積が加速化している。「新生シリコンアイランド九州」の実現を目指す一方で、農地から宅地・工業用地等への土地の利用転換の動きが活発になっており、農業振興と企業進出の両立が課題となっている。</u> 今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性・地域資源を活かしつつ、<u>熊本地震発生後</u>一顕在化した土地利用上の課題も踏まえる必要がある。 ① 人口減少等社会的環境 我が国は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。 本県においても人口は平成10年（1998年）以降、減少に転じており、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。熊本地震や<u>令和2年7月豪雨</u>による建物の損壊や解体による影響により、一部地域では、こうした流れが顕在化している。 都市部においては、中心市街地の空洞化、虫食い状態での低・未利用地の増加などにより、土地利用効率の低下が懸念される。また、農山漁村においては、過疎化・高齢化や、農林業の就業人口の減少による管理水準の低下等の要因により、荒廃農地や植林未済地の発生が懸念されており、適切な対策が必要となっている。 このように、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。 （略）	前文 （略） こうした県民共通の限られた資源である本県の県土について、将来にわたって<u>適切な保全と</u>有効な活用に努めていくことが必要である。 （略） この計画は、平成27年（2015年）8月に閣議決定された第五次国土利用計画（全国計画）を基本としながら、本県における土地の管理及び利用を巡る環境変化を踏まえたものとして、従来の国土利用計画（県計画）及び土地利用基本計画を一体的に見直し、<u>策定したものである。令和3年（2021年）3月に策定した。</u> <u>なお、この計画策定後に決定した世界的半導体企業の本県進出等の状況変化等を踏まえ、令和●年●月に一部改訂を行った。</u> （略） 1 県土利用に関する基本構想 （1）熊本県の県土利用を巡る環境・条件 本県は、九州の中央に位置するという優位な地理的条件にある。また、県土の6割以上を占める森林や<u>日本最大級の草原</u>などの緑と、白川水源など8つの水源が全国の名水百選に選ばれるとともに県全体の生活用水の約8割を地下水で賄うなど、清らかで豊富な水資源に恵まれている。 さらに、世界最大級のカルデラをもつ雄大な阿蘇をはじめとする美しい自然、人吉・球磨地域の仏教文化や天草地域のキリシタン文化など、歴史と豊かな風土に育まれた魅力ある地域文化や、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている農業を始めとする各産業など、多くの優れた素材を有している。 こうした中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害が発生し、県内各地に甚大な被害をもたらした。「被災された方々の痛みを最小化する」とともに、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的復興を目指す」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」の3原則を基本とし、現在も、一日も早い復旧・復興を目指し、県民の総力を結集し取り組みを進めている。 <u>また、令和3年11月に世界的半導体企業が本県への進出を決定したことを契機として、県北地域を中心に半導体関連企業の集積が加速化している。「新生シリコンアイランド九州」の実現を目指す一方で、農地から宅地・工業用地等への土地の利用転換の動きが活発になっており、農業振興と企業進出の両立が課題となっている。</u> 今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性や<u>一地域資源をの価値を守り、また、活かしつつながら、熊本地震発生後、地域全体の利益を実現する持続可能な計画とする必要がある。顕在化した土地利用上の課題も踏まえる必要がある。</u> ① 人口減少等社会的環境 我が国は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。 本県においても人口は平成10年（1998年）以降、減少に転じており、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。熊本地震や<u>令和2年7月豪雨</u>による建物の損壊や解体による影響により、一部地域では、こうした流れが顕在化している。 都市部においては、中心市街地の空洞化、虫食い状態での低・未利用地の増加などにより、土地利用効率の低下が懸念される。また、農山漁村においては、過疎化・高齢化や、農林業の就業人口の減少による管理水準の低下等の要因により、荒廃農地や植林未済地の発生が懸念されており、適切な対策が必要となっている。 このように、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。 （略）	

改訂素案（R.6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
（２）県土利用の基本方針 ① 持続可能で豊かな県土利用の推進 県土利用を巡る環境・条件を踏まえ、本計画は、（ｉ）「適切な県土管理を実現する県土利用」、（ii）「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、（iii）「地下水の保全に配慮した県土利用」、（iv）「安全・安心を実現する県土利用」の４つを基本方針とし、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。 （ｉ）適切な県土管理を実現する県土利用 適切な県土管理を実現する県土利用については、地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。 集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取組みを進める。 農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、基盤整備や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 なお、大規模太陽光発電施設をはじめとする大規模な再生可能エネルギー発電施設の設置については、自然環境及び景観保全への配慮や、災害防止に係る安全対策、<u>地下水かん養対策</u>などを図るため、発電所建設事業に関する事業者情報の把握に努めるとともに、市町村と連携しながら、事業者との協定締結を推進する。<u>また、市町村が行う、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「再エネ促進区域」の設定を支援するなど、再生可能エネルギー発電施設の適地誘導を進める。</u> （ii）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 （略） これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組みを進める。 （略） （iii）地下水の保全に配慮した県土利用 県内の生活用水の約８割を賄うなど本県にとって極めて重要な資源である地下水を総合的に保全・管理していくために、地下水かん養域における農用地や森林等の保全策や<u>工場・事業場で使用される有害物質等</u>の地下浸透の防止策等を講じる必要がある。 また、近年市街化の進展や転作等による水田面積の減少により地下水かん養量が減少し、熊本地域の地下水位が長期的に低下している問題についても、水田の水張りなど様々な対策を推進する。	（２）県土利用の基本方針 ① 持続可能で豊かな県土利用の推進 県土利用を巡る環境・条件を踏まえ、本計画は、（ｉ）「適切な県土管理を実現する県土利用」、（ii）「自然環境・<u>文化</u>・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、（iii）「地下水の保全に配慮した県土利用」、（iv）「安全・安心を実現する県土利用」の４つを基本方針とし、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。 （ｉ）適切な県土管理を実現する県土利用 適切な県土管理を実現する県土利用については、地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。 集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取組みを進める。 農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、<u>県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために</u>良好な管理を行うとともに、基盤整備や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源のかん養等<u>の多面的機能</u>に重要な役割を果たす<u>農地や</u>森林の整備及び保全を進める。 なお、大規模太陽光発電施設をはじめとする大規模な再生可能エネルギー発電施設の設置については、自然環境及び景観保全への配慮や、災害防止に係る安全対策、<u>地下水かん養対策</u>などを図るため、発電所建設事業に関する事業者情報の把握に努めるとともに、市町村と連携しながら、事業者との協定締結を推進する。<u>また、市町村が行う、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「再エネ促進区域」の設定を支援するなど、再生可能エネルギー発電施設の適地誘導を進める。</u> （ii）自然環境・<u>文化</u>・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 （略） これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある<u>文化や</u>美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組みを進める。 （略） （iii）地下水の保全に配慮した県土利用 県内の生活用水の約８割を賄うなど本県にとって極めて重要な資源である地下水を総合的に保全・管理していくために、地下水かん養域における農用地や森林等の保全策や<u>工場・事業場で使用される有害物質等</u>の地下浸透の防止策等を講じる必要がある。 また、近年市街化の進展や転作等による水田面積の減少により地下水かん養量が減少し、熊本地域の地下水位が長期的に低下している問題についても、水田の水張りなど様々な対策を推進する。	

改訂素案（R.6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
（iv）安全・安心を実現する県土利用 県民生活の安全・安心を確保するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。 そのため、激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へと都市機能や居住を誘導する。 また、県や市町村の防災拠点をはじめ、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、道路、河川、交通、エネルギーやライフライン等の生活インフラについての強化を図り、多重性・代替性を確保する。 その他、被害拡大の防止、災害廃棄物の仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など様々な取組みを通じて県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。に加え、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することによる盛土等の安全性確保など、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用を実現していく。 さらに、高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を進める。 （略）	（iv）安全・安心を実現する県土利用 県民生活の安全・安心を確保するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。 そのため、激甚化・頻発化する水災害を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へと都市機能や居住を誘導する。 また、県や市町村の防災拠点をはじめ、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、道路、河川、交通、エネルギーやライフライン等の生活インフラについての強化を図り、多重性・代替性を確保する。 その他、被害拡大の防止、災害廃棄物の仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、<u>森林やその他の</u>生態系の持つ県土保全機能の向上など様々な取組みを通じて県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。に加え、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することによる盛土等の安全性確保など、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用を実現していく。 さらに、高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を進める。 （略）	「集水域」及び「氾濫域」について、県民がイメージしやすいように、参考資料の「5.用語解説」に用語の説明を追加。

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
2 県土利用の基本方向 （１）地域類型別の県土利用の基本方向 （略） ③ 自然維持地域 高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、県土の生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適切に保全する。 その際、侵略的外来生物や生息数の増加・分布域の拡大している特定鳥獣による農林水産物被害や生態系・生活環境等への影響に対し、積極的に防除対策を図っていくとともに、生物多様性の保全に配慮していく。併せて、自然環境データの整備等を総合的に図る。 また、適切な管理のもとで、優れた自然的地域特性を次世代に伝えるために、自然体験・環境学習等を実施し、自然環境の保全・再生・活用を進める。中でも、世界文化遺産登録を目指す阿蘇については、<u>草原の野焼きなど野焼き・放牧・採草といった</u>永年の人々の営みと草原との関係について啓発を進めながら、その維持に向け、行政、経済界、ボランティアなどの連携により県全体として取り組むとともに、良好な景観の維持・保全に努める。 なお、自然維持地域は県土保全機能や地下水のかん養域としての機能も有することから、その点にも配慮して適切な保全を図る。 （２）利用区分別の県土利用の基本方向 （略） ① 農地 農地は、多種多様な農業により国内有数の食料生産基地となっている本県の礎であることから、優良農地の確保を基本として、<u>農業振興と企業進出の両立を目指し</u>、地域の特性を活かした計画的な土地利用を図る必要がある。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るとともに、「地下水と土を育む農業」など環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。 その際、将来の農家の生産性を高め、企業等の多様な担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構の活用などによる農地の集積・集約を推進するとともに、地域ぐるみで農地や農業用水等の資源を保全する共同活動を支援する。 中山間地域などの条件不利地域では、このほか、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用、都市住民や農業以外の分野との連携等により、荒廃農地の発生防止及び再生利用を図る。 市街化区域（都市計画法第7条第2項による市街化区域をいう。以下同じ。）内の農地については、良好な都市環境の形成観点からも計画的な保全と利用を図る。 （略） ③ 原野等 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。 その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用を図る。 特に、阿蘇地域の草原については、地域の人々の<u>放牧や野焼きなど野焼き・放牧・採草といった</u>長い歴史の営みによって守られてきたものであり、野焼きの維持・再開など、多様な主体の様々な取組みにより適切に保全していく必要がある。	2 県土利用の基本方向 （１）地域類型別の県土利用の基本方向 （略） ③ 自然維持地域 高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、県土の生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適切に保全する。 その際、侵略的外来生物や生息数の増加・分布域の拡大している特定鳥獣による農林水産物被害や生態系・生活環境等への影響に対し、積極的に防除対策を図っていくとともに、生物多様性の保全に配慮していく。併せて、自然環境データの整備等を総合的に図る。 また、適切な管理のもとで、優れた自然的地域特性を次世代に伝えるために、自然体験・環境学習等を実施し、自然環境の保全・再生・活用を進める。中でも、世界文化遺産登録を目指す阿蘇については、<u>草原の野焼きなど野焼き・放牧・採草といった</u>永年の人々の営みと草原との関係について啓発を進めながら、その維持に向け、行政、経済界、ボランティアなどの連携により県全体として取り組むとともに、良好な景観の維持・保全に努める。 なお、自然維持地域は県土保全機能や地下水のかん養域としての機能も有することから、その点にも配慮して適切な保全を図る。 （２）利用区分別の県土利用の基本方向 （略） ① 農地 農地は、多種多様な農業により国内有数の食料生産基地となっている本県の礎であることから、優良農地の確保を基本として、<u>農業振興と企業進出の両立を目指し</u>、地域の特性を活かした計画的な土地利用を図る必要がある。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るとともに、「地下水と土を育む農業」など環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。 その際、将来の農家の生産性を高め、企業等の多様な担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構の活用などによる農地の集積・集約を推進するとともに、地域ぐるみで農地や農業用水等の資源を保全する共同活動を支援する。 中山間地域などの条件不利地域では、このほか、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用、都市住民や農業以外の分野との連携等により、荒廃農地の発生防止及び再生利用を図る。 市街化区域（都市計画法第7条第2項による市街化区域をいう。以下同じ。）内の農地については、良好な都市環境の形成観点からも計画的な保全と利用を図る。 （略） ③ 原野等 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。 その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用を図る。 特に、阿蘇地域の草原については、地域の人々の<u>放牧や野焼きなど野焼き・放牧・採草といった</u>長い歴史の営みによって守られてきたものであり、野焼きの維持・再開など、多様な主体の様々な取組みにより適切に保全していく必要がある。	

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
④ 水面・河川・水路 近年、降雨の局地化等による災害の頻発化、激甚化が懸念される中、地域における安全性向上のための河川や砂防施設等の整備と適切な管理を図る。 また、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。併せて、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通して自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等、多様な機能の維持と向上を図る。 （略） ⑦ 工業用地 周辺地域の環境や景観の保全に配慮しながら、高度技術に立脚したもののづくり拠点形成を目標に、地元企業の技術高度化、起業家支援を図るとともに、<u>半導体関連産業を中心とした県内産業の更なる振興と県内全域における県経済の成長を実現するため、農地等の土地利用にも配慮しつつ</u>活力ある企業の立地を促進し、地域バランスにも配慮しながら、工業生産に必要な用地の確保を図る。 また、工場移転や業種転換にともなって生じる工場跡地については、土壌汚染の調査や汚染対策を行うとともに、良好な都市環境の整備を前提にした有効利用を図る。さらに、<u>工場・事業場で使用される</u>有害物質等を地下に浸透させないために防止策を講じて地下水保全に努める必要がある。 （略）	④ 水面・河川・水路 近年、降雨の局地化等による災害の頻発化、激甚化が懸念される中、地域における安全性向上のための河川や砂防施設等の整備と適切な管理を図る。 また、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。併せて、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通して自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等、多様な機能の維持と向上を図る。 （略） ⑦ 工業用地 周辺地域の環境や景観の保全に配慮しながら、高度技術に立脚したもののづくり拠点形成を目標に、地元企業の技術高度化、起業家支援を図るとともに、<u>半導体関連産業を中心とした県内産業の更なる振興と県内全域における県経済の成長を実現するため、農地等の土地利用にも配慮しつつ</u>活力ある企業の立地を促進し、地域バランスにも配慮しながら、工業生産に必要な用地の確保を図る。 また、工場移転や業種転換にともなって生じる工場跡地については、土壌汚染の調査や汚染対策を行うとともに、良好な都市環境の整備を前提にした有効利用を図る。さらに、<u>工場・事業場で使用される</u>有害物質等を地下に浸透させないために防止策を講じて地下水保全に努める必要がある。 （略）	

熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）一部改訂 新旧対照表

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要（略） （2）地域別の概要（略） ① 熊本都市圏地域 中心市街地のにぎわいと魅力を創出する熊本市を含む熊本都市圏地域では、商工業の集積など、その活力を生かし、産業、経済、教育、国際化など、多くの面で県全体を強力にけん引している。 引き続き、高次な都市機能を持つ拠点的な市街地として整備を進めながら、居住人口の減少等の問題も踏まえ、市街地の再整備や土地の高度利用を進める。 また、既存の産業集積を活かした関連企業などの誘致を行うとともに、増加する交流人口などを県内全域に波及させるため、熊本市と県内各地域とを結ぶ道路及び港湾の整備、公共交通機関などの交通ネットワークの強化を進める。 さらに、阿蘇くまもと空港の周辺地域については、立地特性を活かした新たな産業の集積や観光産業の振興・発展、交通の利便性向上に向けた土地利用を進めていく。 併せて、定時性と速達性を兼ね備えた広域ネットワークを形成するとともに、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞を緩和するため熊本都市圏3連絡道路の実現に向けた取り組みを進めていく。 さらに、九州の中心に位置し熊本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港とその周辺地域については、空港機能の強化、交通渋滞の緩和・解消に向けた道路交通網の整備、公共交通機関の利便性の向上等の交通ネットワークの整備を促進し、地域の特性を活かした産業の振興・発展、観光産業の振興・発展、基礎自治体と連携した街づくりの推進に向けた土地利用を進める。 なお、本県の特長である豊富な地下水が減少傾向にあるため、かん養機能を持つ農地や森林等を多様な主体により保全・管理することや、節水の取組みを進めていく必要がある。 ② 県北地域 県北地域については、福岡県、大分県と隣接し、温泉や多彩な歴史・文化遺産などの豊富な地域資源を有するとともに、良質の米をはじめ、県下有数のいちご、トマト、スイカ、酪農、肉用牛などを中心に生産性の高い農業が展開されている。 ―世界文化遺産の構成資産である万田坑をはじめ、各地域の温泉、豊富な農畜産物、歴史文化遺産等の観光資源を活かした土地利用を進める必要がある。― また、農地の保全・有効活用に向け、多様な担い手の育成を図るための基盤整備や農地集積を推進する。 一方で、世界的半導体企業の本県進出を契機として、半導体関連企業の進出が加速化しており、菊池地域を中心に農地から宅地等への利用転換が進んでいる。農業振興と企業進出の両立を図るため、県、市町村、関係団体が連携しながら、基盤整備が行われてない農地への進出企業等の集約・誘導、代替農地の確保等に取り組んでいく。併せて、多様な担い手の育成を図るための基盤整備や農地集積を推進する。 また、観光誘客や企業集積等による新たな人流・物流を創出するため、中九州横断道路、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を促進し、北部九州と阿蘇・大分地域を結ぶ結節点としての機能を強化する。 加えて、半導体関連産業の集積を踏まえた交通渋滞解消に向け、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を短期・集中的に進めていく。 その他、世界文化遺産の構成資産である万田坑をはじめ、各地域の温泉、豊富な農畜産物、歴史文化遺産等の観光資源を活かした土地利用を進める必要がある。	3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要（略） （2）地域別の概要（略） ① 熊本都市圏地域 中心市街地のにぎわいと魅力を創出する熊本市を含む熊本都市圏地域では、商工業の集積など、その活力を生かし、産業、経済、教育、国際化など、多くの面で県全体を強力にけん引している。 引き続き、高次な都市機能を持つ拠点的な市街地として、<u>土地の高度利用整備</u>を進めながら、居住人口の減少等の問題も踏まえ、<u>空き家対策など既存</u>市街地の再整備<u>や土地の高度利用をについても</u>進める。 また、既存の産業集積を活かした関連企業などの誘致を行うとともに、増加する交流人口などを県内全域に波及させるため、熊本市と県内各地域とを結ぶ道路及び港湾の整備、公共交通機関などの交通ネットワークの強化を進める。 さらに、阿蘇くまもと空港の周辺地域については、立地特性を活かした新たな産業の集積や観光産業の振興・発展、交通の利便性向上に向けた土地利用を進めていく。 併せて、定時性と速達性を兼ね備えた広域ネットワークを形成するとともに、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞を緩和するため熊本都市圏3連絡道路の実現に向けた取り組みを進めていく。 さらに、九州の中心に位置し熊本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港とその周辺地域については、空港機能の強化、交通渋滞の緩和・解消に向けた道路交通網の整備、公共交通機関の利便性の向上等の交通ネットワークの整備を促進し、地域の特性を活かした産業の振興・発展、観光産業の振興・発展、基礎自治体と連携した街づくりの推進に向けた土地利用を進める。 なお、本県の特長である豊富な地下水が減少傾向にあるため、かん養機能を持つ農地や森林等を多様な主体により保全・管理することや、節水の取組みを進めていく必要がある。 ② 県北地域 県北地域については、福岡県、大分県と隣接し、温泉や多彩な歴史・文化遺産などの豊富な地域資源を有するとともに、良質の米をはじめ、県下有数のいちご、トマト、スイカ、酪農、肉用牛などを中心に生産性の高い農業が展開されている。 ―世界文化遺産の構成資産である万田坑をはじめ、各地域の温泉、豊富な農畜産物、歴史文化遺産等の観光資源を活かした土地利用を進める必要がある。― また、農地の保全・有効活用に向け、多様な担い手の育成を図るための基盤整備や農地集積を推進する。 一方で、世界的半導体企業の本県進出を契機として、半導体関連企業の進出が加速化しており、菊池地域を中心に農地から宅地等への利用転換が進んでいる。農業振興と企業進出の両立を図るため、県、市町村、関係団体が連携しながら、優良農地の確保を基本として、基盤整備が行われてない農地への進出企業等の集約・誘導、代替農地の確保等に取り組んでいく。併せて、農地の保全と有効活用を図るため、多様な担い手の育成を図るための基盤整備や農地集積を推進する。 <u>また、阿蘇・大分地域や北部九州からの観光誘客や企業集積等による新たな人流・物流を創出するため、中九州横断道路や、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワーク整備を促進する。観光誘客や企業集積等による新たな人流・物流を創出するため、中九州横断道路、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を促進し、北部九州と阿蘇・大分地域を結ぶ結節点としての機能を強化する。</u> 加えて、半導体関連産業の集積を踏まえた交通渋滞解消に向け、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を短期・集中的に進めていく。 その他、世界文化遺産の構成資産である万田坑をはじめ、各地域の温泉、豊富な農畜産物、歴史文化遺産等の観光資源を活かした土地利用を進める必要がある。	

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
③ 阿蘇地域 阿蘇地域については、大分県や宮崎県と隣接し、雄大な自然景観をはじめ、豊富な地域資源に恵まれた九州を代表する観光地となっている。 この地域では、被災した国道57号、国道325号、ＪＲ豊肥本線、南阿蘇鉄道などのアクセスルートの回復を進めつつ、観光誘客や企業集積等による新たな人の流れを創出するため、中九州横断道路の整備を促進しつつ、豊富な文化・歴史資産など地域資源を活かした滞在交流型観光の振興を図るため、雄大な自然景観の保全に努める。 また、阿蘇の雄大な自然環境の保全、良好な景観形成、豊富な水源かん養、生活文化の伝承など、多面的機能を活用した土地利用を進める必要がある。 さらに、高冷地の冷涼な気候条件を活かした農林業の振興や、世界農業遺産に認定された草原活用システムの維持・再生の取組み強化により、草原を含む農用地の保全と有効活用を図る。 これに加え、世界文化遺産登録に向け、野焼き・放牧・採草の安定的な実施、景観保全の取組みなど阿蘇の草原景観の維持・再生に向けた取組みを強化する必要がある。 ④ 県央東部地域 （略） ⑤ 県南地域 県南地域については、八代、水俣・芦北、人吉・球磨のそれぞれの地域において生活圏的なつながりを有している一方、八代地域を中心に宮崎県や鹿児島県まで繋がる南九州の高速交通網等を介して人や物の交流が盛んに行われるなど、相互に関係の深い地域となっている。 引き続き、九州新幹線や九州縦貫自動車道など南九州の高速交通網の結節点としての機能や人的、物的交流の活発化を図る必要がある。特に、八代港については、港湾施設等の整備を促進する。また、各種振興施策の基盤となる南九州西回り自動車道の整備を促進し、水俣・芦北の海岸線を走るシーサイドロードやエコパーク水俣等の整備を進め、交流促進を図る。 なお、この地域は、県内有数の生産量を誇る農林水産物を有する地域である。農地・林地の保全と有効活用に向けて、更なる集約化を促進するとともに、くまもと県南フードバレー構想に基づき、農林畜水産物の高付加価値化等を図るため、食品関連企業の集積、企業の農業参入等による土地利用を促進する必要がある。 また、甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害からの迅速な復旧と創造的な復興を進める。 ⑥ 天草・宇土半島地域 天草・宇土半島地域は、八代海や東シナ海、有明海といった海に囲まれた美しい景観をはじめ、豊富な水産資源やキリシタン関連の歴史・文化などの資源を有する地域となっている。 引き続き、豊かな地域資源、美しい景観の保全に努め、世界文化遺産の構成資産である三角西港や天草の崎津集落など、歴史的・文化的に優れた観光資源等を活かした地域づくりを進める。また、天草・宇土半島地域へのアクセスの向上を図るため、熊本天草幹線道路の整備を促進するなど、地域の特性を活かした土地利用を進める。 また、農地についてはその保全と有効活用に向け、デコボン、天草大王、黒牛、レタスなどの地域特産物を活かした生産の安定と高品質化、さらにはブランド化を進めるとともに、オリーブ等の栽培やセンダンの植栽を推進するなど、新たな産業の創出を推進するため、企業参入により荒廃農地等を活用していく必要がある。していく。	③ 阿蘇地域 阿蘇地域については、大分県や宮崎県と隣接し、雄大な自然景観をはじめ、豊富な地域資源に恵まれた九州を代表する観光地となっている。 この地域では、被災した国道57号、国道325号、ＪＲ豊肥本線、南阿蘇鉄道などのアクセスルートの回復を進めつつ、観光誘客や企業集積等による新たな人の流れを創出するため、中九州横断道路の整備を促進しつつ、豊富な文化・歴史資産など地域資源を活かした滞在交流型観光の振興を図るため、雄大な自然景観の保全に努める。 また、阿蘇の雄大な自然環境の保全、良好な景観形成、豊富な水源かん養、生活文化の伝承、<u>温泉や地熱の活用</u>など、多面的機能を活用した土地利用を進める必要がある。 さらに、高冷地の冷涼な気候条件を活かした農林業の振興や、世界農業遺産に認定された草原活用システムの維持・再生の取組み強化により、草原を含む農用地の保全と有効活用を図る。 これに加え、世界文化遺産登録に向け、野焼き・<u>放牧・採草</u>の安定的な実施、景観保全の取組みなど阿蘇の草原景観の維持・再生に向けた取組みを強化する必要がある。 （略） ⑤ 県南地域 県南地域については、八代、水俣・芦北、人吉・球磨のそれぞれの地域において生活圏的なつながりを有している一方、八代地域を中心に宮崎県や鹿児島県まで繋がる南九州の高速交通網等を介して人や物の交流が盛んに行われるなど、相互に関係の深い地域となっている。 引き続き、九州新幹線や九州縦貫自動車道など南九州の高速交通網の結節点としての<u>優位性を活かして機能や</u>人的、物的交流の活発化を図るとともに<u>必要がある。特に、八代地域における県営工業団地の整備や、八代港などの物流拠点の機能強化等により、地域の産業振興に繋げる</u>については、<u>港湾施設等の整備を促進する</u>。また、各種振興施策の基盤となる南九州西回り自動車道の整備を促進し、水俣・芦北の海岸線を走るシーサイドロードやエコパーク水俣等の整備を進め、交流促進を図る。 なお、この地域は、県内有数の生産量を誇る農林水産物を有する地域である。農地・林地の保全と有効活用に向けて、更なる集約化を促進するとともに、くまもと県南フードバレー構想に基づき、農林畜水産物の高付加価値化等を図るため、食品関連企業の集積、企業の農業参入等による土地利用を促進する必要がある。 また、甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害からの迅速な復旧と創造的な復興を進める。 ⑥ 天草・宇土半島地域 天草・宇土半島地域は、八代海や東シナ海、有明海といった海に囲まれた美しい景観をはじめ、豊富な水産資源やキリシタン関連の歴史・文化などの資源を有する地域となっている。 引き続き、豊かな地域資源、美しい景観の保全に努め、世界文化遺産の構成資産である三角西港や天草の崎津集落など、歴史的・文化的に優れた観光資源等を活かした地域づくりを進める。また、天草・宇土半島地域へのアクセスの向上を図るため、熊本天草幹線道路の整備を促進するなど、地域の特性を活かした土地利用を進める。 また、農地についてはその保全と有効活用に向け、デコボン、天草大王、黒牛、レタスなどの地域特産物を活かした生産の安定と高品質化、さらにはブランド化を進めるとともに、オリーブ等の栽培やセンダンの植栽を推進するなど、新たな産業の創出を推進するため、企業参入により荒廃農地等を活用していく必要がある。していく。	

熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）一部改訂 新旧対照表

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 （1） 公共の福祉の優先と地域の実情に応じた計画的な利用 （略） （2） 土地利用関連法制等の適切な運用 （略） （3） 県土の保全と安全性の確保 ア 本県は、県土の約8割が山地・丘陵地であり、主として菊池川・白川・緑川・球磨川という4つの一級水系、多くの活断層や阿蘇火山を有している。 このような中で、平成24年(2012年)の九州北部豪雨、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨など、近年、<u>本県で発生した大規模な災害や、令和3年（2021年）の静岡県熱海市で発生した土石流災害</u>を踏まえ、県土の保全と安全性の確保のために、河川・砂防・治山等の施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震・津波・高潮・風水害・土砂災害・火山噴火等<u>の他、危険な盛土等</u>への対応に配慮しつつ、災害に強い県土づくりを推進する。 また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。 また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。 （略） （5） 自然環境の保全・再生と美しい県土の形成 （略） イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進め<u>るとともにながら、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行に取り組むとともに</u>、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。 （略） キ 阿蘇の原野は、牛馬の飼育のほか、生物多様性の観点及びその美しい景観による人々の癒しの空間としても重要な位置を占めており、<u>放牧や採草、野焼き等野焼き・放牧・採草</u>により維持されてきたが、近年担い手が減少傾向にある。 このため、原野保全の観点からも、担い手の育成・確保や多様な主体の協働により、生物の多様性を維持し、美しい景観の保全を図る。 （略） コ 環境負荷の低減を図るため、「くまもとグリーン農業」の推進<u>や農業等ポジティブリスト制度の啓発</u>など環境と調和した持続性の高い農業を推進する。 サ 開発事業を行う場合、事業者は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施すること及び法や条例の対象とならない県の公共事業について、熊本県公共事業等環境配慮システム、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを活用し自主的な環境配慮の取り組みを実施することにより、環境への影響を未然に防止・低減し、良好な環境の確保を図る。 （略）	4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 （1） 公共の福祉の優先と地域の実情に応じた計画的な利用 （略） （2） 土地利用関連法制等の適切な運用 （略） （3） 県土の保全と安全性の確保 ア 本県は、県土の約8割が山地・丘陵地であり、主として菊池川・白川・緑川・球磨川という4つの一級水系、多くの活断層や阿蘇火山を有している。 このような中で、平成24年(2012年)の九州北部豪雨、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨など、近年、<u>本県で発生した大規模な災害や、令和3年（2021年）の静岡県熱海市で発生した土石流災害</u>を踏まえ、県土の保全と安全性の確保のために、河川・砂防・治山等の施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震・津波・高潮・風水害・土砂災害・火山噴火等<u>の他、危険な盛土等</u>への対応に配慮しつつ、災害に強い県土づくりを推進する。 また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。 また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。 （略） （5） 自然環境の保全・再生と美しい県土の形成 （略） イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進め<u>るとともにながら、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行に取り組むとともに</u>、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。 （略） キ 阿蘇の原野は、牛馬の飼育のほか、生物多様性の観点及びその美しい景観による人々の癒しの空間としても重要な位置を占めており、<u>放牧や採草、野焼き等野焼き・放牧・採草</u>により維持されてきたが、近年担い手が減少傾向にある。 このため、原野保全の観点からも、担い手の育成・確保や多様な主体の協働により、生物の多様性を維持し、美しい景観の保全を図る。 （略） コ 環境負荷の低減を図るため、「くまもとグリーン農業」の推進<u>や農業等ポジティブリスト制度の啓発</u>など環境と調和した持続性の高い農業を推進する。 サ 開発事業を行う場合、事業者は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施すること及び法や条例の対象とならない県の公共事業について、熊本県公共事業等環境配慮システム、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを活用し自主的な環境配慮の取り組みを実施することにより、環境への影響を未然に防止・低減し、良好な環境の確保を図る。 （略）	

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
5 土地利用の原則及び重複する地域の調整指導方針 （略）	5 土地利用の原則及び重複する地域の調整指導方針 （略）	

改訂素案（R6.9）	改訂案 （※青字は、素案から修正した箇所）	備考
参考資料 （略）	参考資料 5 用語解説 【さ】 ・集水域（5ページ） 雨水が下線に流入する地域 【は】 ・氾濫域（5ページ） 河川等の氾濫により浸水が想定される地域	